

【令和7年度 島根県産業廃棄物3R技術開発事業費補助金】

産業廃棄物の減量化や再生利用等に関する研究開発テーマを募集します！

①事業目的

産業廃棄物の循環的な利用等の促進により、産業廃棄物の発生抑制、減量化や産業活性化を図る。

②事業概要

内容	産業廃棄物の発生の抑制、減量化又は再生利用に関する技術の研究開発、産業廃棄物を原材料として利用した製品の研究開発を行う経費の一部を補助
対象者	県内に事業所を有する事業者、構成員の1/2以上が県内事業者である法人格を有する団体
対象経費	原材料費、構築物費、機械装置及び工具器具費、外注加工費、技術指導受入れ費、委託費、謝金・旅費、研究会開催費 等
補助率	事業費（補助対象経費）の2/3以内
補助 限度額	＜研究開発枠＞ 100万円以上500万円以下の額 ＜FS（可能性試験研究）枠＞ 200万円以下の額
事業期間	交付決定日から令和8年2月28日まで（単年度事業） ※研究開発枠については、複数年度事業が認められる場合あり
申込期限	令和7年5月30日（金）まで ※申し込みの都度、審査を実施 ※予算上限に達した場合、申込受付終了
問合せ先	＜出雲地域・隠岐地域の方＞ 島根県商工労働部 産業振興課 総務企画係 TEL：0852-22-6221 ＜石見地域の方＞ 島根県西部県民センター石見地域振興部 商工振興課 TEL：0855-29-5649

③ポイント

- ・自ら産業廃棄物を排出する事業者以外でも、県内に事業所を有し、産業廃棄物の減量化等に関する研究開発を行う事業者等であれば、申請が可能です。
- ・研究開発に使用する設備等のみ補助対象となるものであり、本補助金により購入した設備等は、通常事業など研究開発以外の目的で使用することは原則としてできません。

④支援事業の連携イメージ

